
プロジェクト **金利指標改革に起因する会計上の論点**

項目 **第 420 回企業会計基準委員会及び第 148 回金融商品専門委員会
会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 420 回企業会計基準委員会（2019 年 11 月 8 日開催）及び第 148 回金融商品専門委員会（2019 年 11 月 21 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

会計基準の開発の着手の要否

（第 420 回企業会計基準委員会）

2. 会計基準の開発に着手することについて反対する余地はなく、開発を進める方向で賛成である。
3. 事務局の提案ではヘッジ会計を中心に会計基準の開発に着手するとされている。付随的な論点が出てきた場合には、当該付随論点についても議論できればと考えているが、現状では事務局提案に賛成である。

仮に開発に着手した場合の今後の進め方

（第 420 回企業会計基準委員会）

4. 公開草案を 2020 年 3 月までに公表でき、2020 年 3 月末の決算における実務上の取扱いについて何等か依拠できる考え方が公になるのであれば、フェーズを分けなくとも良いと思うが、予定取引の論点については懸念がある。何も考え方が示されないまま 3 月決算を迎えてしまったとき、監査人はどのような考え方に依拠して企業の会計処理を適正であると判断すべきか分からないので、何等かの考え方を示した方が良いと考える。
5. フェーズを分けないという事務局提案に賛成である。関係者からは直ちに実務上困ることはないだろうという認識が示されており、金融商品専門委員会においてもフェーズ分けをしなくて良いという意見が多かったと理解している。特例処理の取扱いなどの重い論点も見えてきた状況の中、事務局提案の 2020 年 3 月までに公開草案を出すという目標も困難なものであるかもしれない。したがって、この状況の中、さらに時間を要する可能性のあるフェーズ分けを行うことは現実的ではないと考える。
6. IASB のようなフェーズ分けを行わないことに賛成である。ただし、3 月決算までに

何等かを示すという時間軸が重要であると考えているため、そこまでに結論が出なかつた論点についての検討を後に回すことで、結果的にフェーズが分かれることを現時点から否定すべきではないと考える。

金利指標改革への対応の基本的な考え方

(第148回金融商品専門委員会)

7. ヘッジ対象とヘッジ手段とで異なる金利指標に置き換わる前提で検討されているが、同じ参照金利に置き換わる場合も非常に多く想定されると考えている。議論を単純化するために、同じ金利指標に置き換わる場合と、異なる参照金利に置き換わる場合とで分けて議論を進めるのが良いと考える。

論点の識別

(第420回企業会計基準委員会)

8. FASB の公開草案におけるショートカット・メソッドの適用に関する選択的便法について、ヘッジ対象及びヘッジ手段がいずれも新しい金利に置き換わった時点で適用要件を満たさなくなってしまう、便法の適用終了時期である2022年12月31日より前であっても、便法の適用から外れて従来原則通りの基準が適用されるのであれば、次回以降の審議資料ではその旨を分かりやすく記載して頂きたい。
9. 当初ヘッジ指定時に、ヘッジ対象の参照金利であるLIBORを、金利スワップをヘッジ手段としてヘッジすると文書化していた場合、当該当初指定した内容を変えることについて何か手当を提供するか議論する必要があると考える。
10. 今後議論が進む中で新たな論点が出てくる可能性はあるが、現時点では事務局が挙げた項目を検討すれば、LIBORの公表が停止となることに関する会計上の検討事項は概ね網羅されていると考える。

個別論点の検討の方向性

(第148回金融商品専門委員会)

11. 今回の取扱いでは、ヘッジ対象とヘッジ手段とで参照金利が置き換わるタイミングがずれる場合においても、非有効部分を損益で認識せずに繰延処理していくことを明示した方が良いと考える。
12. IASBでも議論されていたと認識しているが、金利リスクと為替リスクをセットでヘッジしている場合の取扱いがどうなるか示してほしい。
13. 既存の契約を終了させ、新しい契約を締結し直すといった形態を採用した場合、金

利指標改革のみを原因とした契約条件の変更か否かの識別をどう考えればよいか示してほしい。

14. 有効性評価の事後テストについて、80%から125%の範囲外となった場合でも、ヘッジ会計の継続を認める定めを置いた場合、そもそも当該計算自体が必要であるのか示してほしい。
15. 参照金利置換後、また、参照金利置換前にも生じ得るが、ヘッジの事後テスト(80%-125%テスト)から外れてしまった場合、会計上は救済されるとしても、企業には経済的にヘッジ関係を維持したいという意向が生じ得る。その結果、ヘッジ関係を維持するため、企業はデリバティブを追加で契約することが考えられるため、追加的な論点が生じる可能性がある。
16. 直観的には、金利スワップの特例処理はヘッジ手段とヘッジ対象で異なる金利になれば認められないと思われ、80%-125%テストも当然やるべきと考えられるため、現行の会計基準を踏み出したところで議論をしてよいのかという点に違和感があり、また、議論がしづらいついて考えている。
17. 本救済措置は第一四半期(2020年6月期)の間には確定させる方向性との理解でよいか。3月決算会社の金融機関を想定すると、第二四半期(2020年9月期)にずれした場合、第一四半期で数字を出して第二四半期になったら遡及適用することになり、実務上煩雑になり得る。
18. 現行のヘッジ会計の基準は法人税法にも反映されている。会計上の救済措置の適用が2021年3月末の事業年度からであると想定すると、法人税法上も特例が規定されないと、会計上繰り延べできたものが税務上は繰り延べできずに、課税所得に影響することとなる。税制改正大綱へ反映されることも考慮して進めるとすると、基準の最終化の目標は2020年6月になると考えられる。
19. 財務諸表利用者の観点からは金利指標改革に伴い、どのような事象が発生しているのかを知ることができる開示を提供して頂きたいと考える。
20. 開示についての検討は、救済措置の適用が強制であるのか、任意の選択であるのかにより影響を受けるため、合わせて検討して頂きたい。
21. 参照金利置換前の事務局提案には基本的に同意である。参照金利置換前であっても、参照金利が何に変わるのかという点は事前に判明するため、参照金利置換前の期間は、後継金利が判明する前と判明する後に区分される。企業は経済的な面からも経理処理の面からも後継金利判明後に動き始めるため、両者の期間では会計上の考え方に差が出ると考えている。したがって、参照金利置換前を2つの期間に分けた上

で基準又はガイダンスが出るとありがたいと考えている。

以 上